

阿賀野市告示第67号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定による令和8年度固定資産土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供する場所及び期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

阿賀野市長 加藤博幸

1 縦覧場所

阿賀野市役所総務部税務課

2 縦覧期間

令和8年4月1日（水）から
令和8年4月30日（木）まで
ただし、土曜・日曜・祝日を除く。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで